

川崎市における事件の検証を踏まえた 当面の対応方策

平成27年4月21日（火）

文部科学省児童生徒課

「川崎市における中学1年生殺人事件」に関する文部科学省の取組

〈これまでの取組〉 (※) 2月20日に事件発生、27日に被疑者3人が逮捕

- 川崎市からの状況聴取・川崎市への助言（2月20日～随時）
- 第1回タスクフォース開催（2月27日） ※警察庁,厚生労働省がメンバー。
- 児童生徒等の安全に関する緊急調査発出（2月27日）
- 第2回タスクフォース開催（3月4日） ※警察庁,厚生労働省がメンバー。
- タスクフォースの拡大強化を決定（3月6日） ※新たに内閣府,警察庁,法務省,厚生労働省がメンバー。
- 川崎市へ丹羽文部科学副大臣を派遣（3月6日）
- 第3回タスクフォース開催（3月9日）
- 学警連携状況の調査開始（3月12日）
- 第4回タスクフォース開催（3月13日） ※ 児童生徒の安全に関する緊急確認調査の公表
- 第5回タスクフォース開催（3月19日） ※ 学校における早期対応の指針（検討案）を公表
- 学警連携状況の調査結果取りまとめ（3月26日）
- タスクフォースにおける「当面の対応方策」取りまとめ（3月31日）



〈今後の対応〉

- 川崎市の検証、「当面の対応方策」を踏まえた全国的な取組状況のフォローアップ（4月～）

(参考) 「川崎市における中学1年生殺人事件に関するタスクフォース」

1. 趣旨

平成27年2月20日に川崎市において発生した中学1年生殺人事件に関連し、当該事件に関する学校、関係教育委員会等の対応について十分な状況の把握を行うとともに、これに基づく検証を行い、全国的な再発防止策を検討する。

2. 検討事項

- (1) 当該事件に関する十分な状況の把握及びこれに基づく課題の検証
- (2) 全国の同様な事案についての点検
- (3) 全国的な再発防止策の検討
- (4) その他当該事件に関連する事項

3. 構成員

主査	丹羽 秀樹	文部科学副大臣
副主査	小松親次郎	文部科学省初等中等教育局長
	伯井 美德	文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当）
事務局長	内藤 敏也	文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
	谷合 俊一	文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
	大路 正浩	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
	平居 秀一	文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長
	加藤 弘樹	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年企画担当）（※2）
	村田 達哉	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）（※2）
	大塚 尚	警察庁生活安全局少年課長（※1）
	大山 邦士	法務省人権擁護局調査救済課長（※2）
	古川 夏樹	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長（※1）

※1…TF①（2/27）及びTF②（3/4）はオブザーバー、TF③（3/6）から構成員

※2…TF③（3/6）から構成員

丹羽主査等の川崎市への訪問

1. 訪問日：平成27年3月6日（金）
2. 訪問先：川崎市役所
 - ・ 市長、教育長、市民・こども局長と面談
 - ・ 訪問に先立ち事件現場（多摩川河川敷）において献花
3. 訪問者：
丹羽 秀樹 主査
（随行）
伯井 美德 文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当）
平居 秀一 文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長

<要望事項>

- 学校や教育委員会の対応に問題がなかったかどうかを検証する前提として、何よりもまず正確な事実関係を把握することが重要であるとの認識の下、迅速な取組を進めていただくこと。
- 外部有識者も交えるなどして、学校や教育委員会の対応に問題がなかったかどうかを正確な事実関係に基づき充分検証していただくこと。
- 再発防止策の検討に当たっては、市長部局と教育委員会に置かれたそれぞれの組織が密接に相互協力して、一体的な検討を行うとともに、警察や児童相談所等の関係機関とも十分連携を図っていただくこと。

児童生徒の安全に関する緊急確認調査について

○趣旨

- 本件の被害生徒と同様の危機にさらされている可能性のある児童生徒を的確に把握すること
2月27日（金）文科省から都道府県等に調査発出（3月9日締切）
3月13日（金）第4回タスクフォースに合わせて公表

○対象

- 国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の児童生徒のうち、
① 7日間以上連続して連絡が取れず、生命・身体に被害が生じるおそれがあると見込まれるもの、
② 学校外の集団との関わりの中で生命・身体に被害が生じるおそれがあると見込まれるもの

○結果

上記①又は②に該当するとされた児童生徒数：400人（①232人 + ②168人）
小74、中243、高75、特8（※ 国立0、公立391、私立9【高校のみ】）

（※）結果の公表に際し、各都道府県教育委員会等を通じて、該当校に以下の内容を指導

- ① 該当児童生徒について、安全確保のため、設置者と緊密に連絡し、必要な措置を講ずること
- ② 事案に応じて臨時の学校警察連絡協議会を開催するなど、関係機関との連携を図ること
（警察庁など関係府省からもこの旨を連絡）
- ③ 安全が確保された場合、その都度設置者に報告すること（4月17日（金）までに再集計）

（※）結果の公表に合わせて、警察庁、厚生労働省、法務省、内閣府より、それぞれの関係機関
に対し、学校と協力して児童生徒の安全確保に努めるよう要請する通知を発出。

学校と警察の連携に係る緊急調査について

○趣旨 本件を未然に防ぐことができなかつたかという観点から、学校と警察の連携状況を把握。

3月12日（木）文科省から都道府県等に調査発出

3月26日（木）第6回タスクフォースに合わせて公表

○対象 国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等

○結果

1 学校警察連絡協議会等（※1）の状況 <回答数(校)：37,145>

（※1）青少年の非行防止に関して協議を行う場として、一定地域ごとに警察と学校とが参加する組織のこと。

（1）協議会への加入状況：小学校 96.9%、中学校 97.1%、高等学校 94.6%、特別支援学校 87.8%

（2）未加入の理由：警察と連携を要する状況にない 49.3%、協議会を知らない 19.2% など

（3）協議会の開催状況（H26年度）：2～5回 63.5%、1回 17.5%、6～11回 13.5% など

（4）協議会において、学校から警察への報告又は協議の対象となる事案（児童生徒）：

①犯罪行為又は不良行為を行った 88.8%、②非行集団に加入・勧誘されている 76.4%

③犯罪被害に遭う恐れがある 75.3%、④いじめ、虐待を受けている 75.1% など

2 学校警察連絡制度（※2）の活用状況 <回答数(設置者等)：1,900>

（※2）学校と警察の間で、緊密な連携を図るために、協定を締結すること等により、相互に児童生徒の個人情報を提供し、非行防止等を図ることを目的とするものこと。

（1）活用状況（締結状況）：活用している 87.1%、活用していない 12.9%

（2）協定書等によるものか、口頭によるものか等：文書有 90.7%、文書無 7.8%、その他 1.5%

（3）結ばれていない理由：警察と連携を要する状況にない 26.4%、制度を知らない 17.1% など

（4）協定書等において、学校から警察への連絡等の対象となる事案（児童生徒）：

①犯罪行為又は不良行為を行った 94.0%、②犯罪被害に遭う恐れがある 91.7%、

③非行集団に加入・勧誘されている 91.0% ④いじめ、虐待を受けている 88.0% など

指定都市における学校警察連携に係る協定の締結状況について

平成27年3月13日時点

- 学校警察連携に係る協定は、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成を推進するため、警視庁・道府県警察本部と教育委員会が締結。
- 協定においては、警察署が学校に連絡する事案や、学校が警察に相談又は連絡する事案等を整理。
- 各学校と各警察署は、協定等に基づき、連絡等の対象となる事案について、児童生徒の氏名等も含めて情報を交換。
- 指定都市における協定の締結状況は右のとおり(20市中14市が締結)。

指定都市	締結	
札幌市	○	H22.3.1
仙台市	○	H14.10.4
さいたま市	○	H15.12.24
千葉市	○	H17.3.25
横浜市	○	H16.11.1
川崎市	—	-
相模原市	○	H24.7.17
新潟市	○	H16.3.25
静岡市	○	H20.9.30
浜松市	○	H20.2.5
名古屋市	○	H25.8.9
京都市	○	H19.3.26
大阪市	—	-
堺市	—	-
神戸市	—	-
岡山市	—	-
広島市	(※)	-
北九州市	○	H18.3.31
福岡市	○	H18.3.31
熊本市	○	H16.2.20

(※) 緊急調査において、「学校警察連絡制度」を活用しているとの報告がなされている。
 なお、平成27年3月20日付で協定を締結済み。

都道府県における学校警察連携に係る協定の締結状況等について

- 都道府県における協定の締結状況は以下のとおり(47都道府県中39都道府県が締結(広島県がH27.3.10付で協定書を締結))。

県の締結状況は平成27年3月13日時点、域内公立の締結等状況等は同年3月12日時点。

都道府県	締結(県)		締結等(域内公立)	都道府県	締結(県)		締結等(域内公立)	都道府県	締結(県)		締結等(域内公立)
北海道	○	H16.8.10	100%	新潟	○	H16.3.18	80.6%	鳥取	○	H24.12.18	100%
青森	○	H17.3.30	100%	富山	○	H20.2.20	100%	島根	(※1)	(H21.7.21)	100%
岩手	○	H16.8.9	100%	石川	○	H15.7.17	100%	岡山	—	—	0%
宮城	○	H14.10.4	100%	福井	○	H25.3.21	100%	広島	○	H27.3.10	100%
秋田	—	—	0%	山梨	○	H16.3.25	51.7%	山口	(※1)	(H16.4.1)	100%
山形	○	H16.9.8	100%	長野	(※1)	(H18.4.1)	45.7%	徳島	○	H20.3.18	100%
福島	○	H16.1.13	61.7%	岐阜	○	H16.12.21	100%	香川	○	H16.4.27	100%
茨城	○	H25.5.28	100%	静岡	○	H18.3.22	100%	愛媛	○	H17.2.28	100%
栃木	○	H17.12.27	100%	愛知	○	H26.2.5	98.2%	高知	○	H23.8.8	100%
群馬	○	H16.7.14	100%	三重	○	H16.2.13	100%	福岡	○	H18.3.31	100%
埼玉	○	H15.12.24	100%	滋賀	(※1)	(H21.3.25)	100%	佐賀	○	H17.8.1	100%
千葉	○	H16.10.14	100%	京都	○	H19.3.26	96.2%	長崎	○	H21.1.15	100%
東京	○	H16.4.5	100%	大阪	○	H20.3.31	13.6%	熊本	○	H16.2.4	100%
神奈川	○	H18.8.28	85.3%	兵庫	(※2)	—	45.2%	大分	○	H21.6.30	100%
				奈良	(※1)	(H15.11.12)	100%	宮崎	○	H19.10.10	100%
				和歌山	○	H17.3.3	100%	鹿児島	○	H19.3.29	100%
								沖縄	○	H15.7.18	100%

(※1) 協定を締結していない8県のうち5県においては、覚書・申し合わせ・相互通達により、準ずる取扱いが図られているとの報告がなされている。

(※2) 緊急調査において「学校警察連絡制度」は活用しているとの報告がなされている。

(※3) 域内公立については緊急調査において「学校警察連絡制度」は活用しているとの報告の割合。

川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応方策①

1. 新学期に向けた緊急点検

【学校】

- ・ 学級の中に「被害のおそれ」のある児童生徒がいないかを各担任が確認しているか。
- ・ 特に支援が必要な児童生徒や、その家庭に係る状況は適切に引き継がれているか。
- ・ 組織的対応を行うための校内の体制は整えられているか。 等

【教育委員会】

- ・ 学校から設置者に報告を行う事案は明確に整理されているか。
- ・ 学校警察連絡協議会に基づく学校と警察の連携が十分に機能しているか。学校と警察の間で子供を守るための情報共有ができる体制となっているか。 等

2. 平成27年度特に力を入れて取り組む施策

(1) 学校や教育委員会における組織的な対応の充実

- 不登校支援の中心となる教員・地域連携を担当する教員の明確化等
- 地域ぐるみで子供を守り支える、開かれた学校の推進(コミュニティスクールや学校支援地域本部等を活用した取組の推進)
- 総合教育会議を積極的に活用した教育行政の推進等

(2) 学警連携協定等、学校と警察をはじめとする関係機関との連携の推進

- 学警連携協定の締結の促進、スクールサポーター(警察官OB等)の配置促進と活用、警察における少年サポートセンターの体制充実及び当該機関と学校等との連携による少年サポートチーム(個別の事案に対応)の結成促進【警察庁と連携】
- 少年鑑別所における非行・犯罪防止の相談【法務省】
- 福祉関係機関との連携【厚生労働省と連携】

川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応方策②

- (3) 家庭による子供の見守りの重要性と、課題を抱える家庭に対する、教育と福祉等が連携した支援の充実
- スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援チーム等の配置の促進と活用
 - 保健、福祉の機関等間の連携の徹底、地域の身近な相談拠点の拡充【厚生労働省】
 - 「児童虐待防止対策等について」(平成26年12月26日児童虐待防止対策に関する副大臣等会議)等を踏まえた取組の推進【厚生労働省を中心に各省庁連携】
- (4) 子供のSOSを受け止める窓口の充実と、社会全体でアンテナを高く保っていくための啓発活動の実施【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省と連携】
- 改編し創設する「24時間いじめ・子供安全相談ダイヤル(仮称)」、児童虐待対応を念頭に3桁化される児童相談所全国共通ダイヤル「189番」等、子供のSOSを受け止める窓口の周知(ポスターの作成・配布等)
 - 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)やのPTA全国会議等の活用(8月)
 - 少年警察ボランティア(少年補導員等)と連携した情報の受け止めと啓発活動【警察庁】

3. 早期対応の指針の策定

文部科学省が新たに定めた指針等を踏まえ、学校・教育委員会等において早期対応の指針を定め、円滑な対応の実施を図ること。【特に、警察庁、厚生労働省と連携】

(関連する具体的取組)

- 少年サポートセンターやスクールサポーターによるアウトリーチ型の少年サポート活動の推進【警察庁】
- 集団的不良交友関係の把握と解消に向けた対策の推進【警察庁】

川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応方策 ③

4. 今回の事件に関連したその他の課題と対応する施策の推進

- ① 高校中退防止策等、学習や学校生活に困難を抱える児童生徒への支援
 - 学校における教育相談体制の充実、学び直しの支援等
 - 学校とハローワーク、地域若者サポートステーション等が連携した就労支援等【厚生労働省と連携】

- ② 非行や防止やいじめ防止、生命を尊重する態度の育成等に向けた指導の充実
 - 非行防止教室の推進や道徳教育の充実【警察庁と連携】
 - 少年警察ボランティア等との連携による少年の立ち直り支援活動の推進【警察庁】

- ③ 情報モラル等を育む指導の充実
 - 情報モラルや情報に対する責任に関する指導の充実

- ④ 欠席が続く児童生徒に係る状況等の把握
 - 欠席が続く児童生徒への対応状況等の継続的な把握

- ⑤ 更に信頼される教育行政の推進に向けて

児童生徒の「被害のおそれ」に対する 学校における早期対応について【指針】(平成27年3月31日)(概要)

- 日常の体制
 - ・ 教職員が「組織」として情報共有し、対応できる体制を構築する。
 - ・ 子供のSOSを受け止める信頼関係を構築するとともに、相談窓口を周知する。
 - ・ 自身や友人に「被害のおそれ」があるときは信頼できる身近な大人に相談するよう指導する。
 - ・ 警察署や少年サポートセンターとの連携体制（学警連携協議会）を整備する。都道府県警本部と教育委員会等との間で学警連絡協定の締結等を行う。
 - ・ 学校と保護者や地域住民等との連携・協働体制を構築（コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）、学校支援地域本部、家庭教育支援チーム等を活用）する。

- 欠席時の対応 ※ 原則として対面で安全を確認する。
【連続欠席3日（目安）】
 - ・ 連続欠席等が3日間になった場合、担任・養護教諭等がチェックし、管理職へ報告する。
【連続欠席7日】
 - ・ 連続欠席等が7日間になり、正当な事由（児童生徒の病気や事故等）がない場合、管理職は速やかに設置者に通知する。

- 学校・設置者は速やかに支援体制を構築するとともに、以下のような場合等に応じて、関係機関とも連携しつつ対応する。
 - ① 所在不明の場合
 - ② 家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合
 - ③ 非行グループ等と関係がある場合
 - ④ 欠席が続く場合

- ※ 事件性がある場合は直ちに警察へ相談・通報、児童虐待が疑われる場合は直ちに市町村・児童相談所へ相談・通告する。